

【資料3】

子ども・子育て支援新制度において条例で定める基準案について

1 基本的な考え方

子ども・子育て支援新制度において、区が条例で定める「地域型保育事業の設備及び運営基準」並びに「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」については、国が定める基準を基本ととらえ、保育の質を確保するために必要と判断される基準については国基準に上乘せをする。なお、この資料では、主な項目の基準を掲載し、それ以外の項目（衛生管理、健康診断等）については国基準のとおりとする。

2 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の設備及び運営に関する基準案

※【従】は従うべき基準、【参】は参酌すべき基準

(1) 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目		国基準	基準案	説明
保育従事者【従】	家庭的保育者	市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者で、下記に該当するもの ・保育に専念できる者 ・児童福祉法等の規定により罰金以上の刑に処せられたことがない者等	国基準のとおり	
	家庭的保育補助者	市町村長が行う研修を修了した者	区長が行う研修を修了した者で、下記に該当するもの ・保育経験を有する者 ・保育に専念できる者 ・児童福祉法等の規定により罰金以上の刑に処せられたことがない者等	現行事業と同様の基準とし、国基準に上乘せをする。
職員数【従】		3:1 (補助者を置く場合は5:2)	国基準のとおり	
保育室【参】		1人あたり3.3㎡以上 (部屋自体は9.9㎡以上が必要)	国基準のとおり	
耐火基準等		規定なし	・保育室は原則として1階に設置することとし、2階以上に設ける場合は認可保育所と同様の避難階段等を設置すること。 ・避難上有効な位置に非常口を設置し、2方向の避難経路を確保すること。 ・耐震基準を満たすこと	現行事業と同様の基準とし、国基準に上乘せをする。 また、児童の安全を確保するため耐震基準を設ける。

(2) 小規模保育事業の設備及び運営に関する事業

項目		国基準	基準案	説明
保育従事者【従】	A型	すべて保育士 ※保健師又は看護師は、1人に限り保育士とみなすことができる。	国基準のとおり	
	B型	職員数の1/2以上は保育士 ※保健師又は看護師は、1人に限り保育士とみなすことができる。 ※保育士以外は必要な研修を修了した者でなければならない。	職員数の6割以上は保育士 ※保健師又は看護師は、1人に限り保育士とみなすことができる。 ※保育士以外は必要な研修を修了した者でなければならない。	現行事業と同様の基準とし、国基準に上乘せをする。
	C型	家庭的保育者、家庭的保育補助者	国基準のとおり	
職員数【従】	A型	以下の合計数に1を足した数以上	国基準のとおり	
	B型	0歳児 おおむね3:1 1・2歳児 おおむね6:1 3歳児 おおむね20:1 4・5歳児 おおむね30:1		
	C型	家庭的保育者1人につき3人以下 (補助者を置く場合は5人以下)	国基準のとおり	
乳児室又はほふく室【参】		0歳児・1歳児 1人あたり3.3㎡以上	国基準のとおり	
保育室又は遊戯室【参】	A型	2歳児以上 1人あたり1.98㎡以上	国基準のとおり	
	B型			
	C型	2歳児以上 1人あたり3.3㎡以上	国基準のとおり	
医務室		規定なし	必要	現行事業と同様の基準とし、国基準に上乘せをする。
耐火基準等【参】		・乳児室等を2階以上に設ける場合は認可保育所と同様の避難階段等を設置すること。	・乳児室等は原則として1階に設けることとし、2階以上に設ける場合は認可保育所と同様の避難階段等を設置すること。 ・避難上有効な位置に非常口を設置し、2方向の避難経路を確保すること。 ・耐震基準を満たすこと	現行事業と同様の基準とし、国基準に上乘せをする。

(3) 事業所内保育事業の設備及び運営に関する事項

項目		国基準	基準案	説明
利用定員の 設定【参】		【利用定員数：従業員以外の乳幼児の定員数】 1～5人：1人以上 6～7人：2人以上 8～10人：3人以上 11～15人：4人以上 16～20人：5人以上 21～25人：6人以上 26～30人：7人以上 31～40人：10人以上 41～50人：12人以上 51～60人：15人以上 61～70人：20人以上 71人以上：20人以上	国基準のとおり	
保育 従事者 【従】	定員 20人 以上	保育士 ※保健師又は看護師は、1人に限り保育士と みなすことができる。	国基準のとおり	
	定員 19人 以下	職員数の1/2以上は保育士 ※保健師又は看護師は、1人に限り保育士と みなすことができる。 ※保育士以外は必要な研修を修了した者で なければならない。	職員数の6割以上は保育士 ※保健師又は看護師は、1人に限り保育士とみな すことができる。 ※保育士以外は必要な研修を修了した者でなけ ればならない。	都が実施している事業所内保育 施設支援事業と同様の基準と し、国基準に上乘せをする。
職員数 【従】	定員 20人 以上	以下の合計数以上。ただし、最低でも2人以 上は必要。 0歳児 おおむね 3：1 1・2歳児 おおむね 6：1 3歳児 おおむね 20：1 4・5歳児 おおむね 30：1	国基準のとおり	

項目		国基準	基準案	説明
	定員 19人 以下	以下の合計数に1を加えた数 0歳児 おおむね3:1 1・2歳児 おおむね6:1 3歳児 おおむね20:1 4・5歳児 おおむね30:1	国基準のとおり	
乳児室 又はほ ふく室 【参】	定員 20人 以上	〔乳児室〕 0歳児・1歳児 1人あたり1.65㎡以上 〔ほふく室〕 0歳児・1歳児 1人あたり3.3㎡以上	0歳児・1歳児 1人あたり3.3㎡以上	都が実施している事業所内保育施設支援事業と同様の基準とし、国基準に上乘せをする。
	定員 19人 以下	0歳児・1歳児 1人あたり3.3㎡以上	国基準のとおり	
保育室又は 遊戯室【参】		2歳児以上 1人あたり1.98㎡以上	国基準のとおり	
医務室 【参】	定員 20人 以上	必要	国基準のとおり	
	定員 19人 以下	規定なし	必要	都が実施している事業所内保育施設支援事業と同様の基準とし、国基準に上乘せをする。
耐火基準等 【参】		・乳児室等を2階以上に設ける場合は認可保育所と同様の避難階段等を設置すること。	・乳児室等は原則として1階に設けることとし、2階以上に設ける場合は認可保育所と同様の避難階段等を設置すること。 ・避難上有効な位置に非常口を設置し、2方向の避難経路を確保すること。 ・耐震基準を満たすこと	都が実施している事業所内保育施設支援事業と同様の基準とし、国基準に上乘せをする。 また、児童の安全を確保するため耐震基準を設ける。

(4) 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業で共通する設備及び運営基準

項目	国基準	基準案	説明
屋外遊戯場【参】	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 2歳児以上 1人あたり 3.3 m ² ※付近の代替地可	国基準のとおり	
調理設備【従】	必要	国基準のとおり	
調理員【従】	必要 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要 ※既存の家庭的保育事業者等であれば、平成31年度末まで経過措置あり。	国基準のとおり	
給食【従】	自園調理 ※連携施設等からの搬入可 ※既存の家庭的保育事業者等であれば、平成31年度末まで経過措置あり。	国基準のとおり	
嘱託医【従】	必要	国基準のとおり	
保育所等との連携【従】	以下の事項に係る連携協力を行う保育所等を確保すること。 ・集団保育を体験させる機会の設定、保育の適切な提供のための相談、支援等 ・代替保育の提供 ・保育の提供の終了に際し、引き続き連携施設において受け入れること。	国基準のとおり	

(5) 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準

項目	国基準	基準案	説明
保育従事者【従】	家庭的保育者	国基準のとおり	
職員数【従】	1:1	国基準のとおり	
居宅訪問型保育連携施設【従】	障害、疾病等により集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合は、適切な専門的な支援等を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所施設等を適切に確保しなければならない。	国基準のとおり	

3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準（案）について

当該基準は施設型給付費及び地域型保育給付費を受け取る者として適当であるかを、主に会計処理や情報公開等の運営面から判断するための基準であり、保育環境を直接的に決定するものではないため、国基準のとおりとする。

【運営基準の主な内容】

分類	内容
定員に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、認定子ども園：20人以上 ・ 家庭的保育事業：1～5人 ・ 小規模保育事業（A型・B型）：6～19人 ・ 小規模補遺事業（C型）：6～10人
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容、手続きの説明、同意、契約 ・ 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ・ 市町村によるあっせん、調整及び要請に対する協力 ・ 支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・ 子どもの心身の状況の把握 ・ 子どもへの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） ・ 小学校等との連携（教育・保育施設のみ） ・ 連携施設との連携（地域型保育事業のみ） ・ 利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む） ・ 利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止） ・ 特別利用保育 ・ 特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）
管理運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示 ・ 秘密保持、個人情報保護 ・ 非常災害対策、衛生管理 ・ 事故防止及び事故発生時の対応 ・ 評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） ・ 苦情処理 ・ 会計処理（会計処理基準、区分経理、使途制限等） ・ 記録の整備
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）

4 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案

※【従】は従うべき基準、【参】は参酌すべき基準

項目	国基準	基準案	説明
対象	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの。	国基準のとおり	
放課後児童支援員 【従】	保育士・社会福祉士・教員資格のある者、大学において社会福祉学等を修めて卒業した者 高等学校卒業者等で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者 放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。	国基準のとおり	現行の資格基準に「類似する事業に従事した者」及び研修義務を加える。
職員数 【従】	一の支援の単位40名以下につき2名以上ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。	区基準においては、ただし書き以下を除く。	現行区基準と同様とし、国基準に上乘せをする。
専用区画 【参】	1人あたりおおむね1.65㎡以上	国基準のとおり	

○学童クラブのスポット利用の新設について

春休み、夏休み、冬休みの学校長期休業日のみ登録、利用する仕組みを新設し、別途利用料を設定する。